

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく  
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者  
者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基  
づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定管理者の名称

たくあいふれあいセンター

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

札幌市拓北・あいの里地区センター

札幌市北区あいの里 1 条 6 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理（別に定めるものとする。）

(2) 札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号。以下「条例」という。）  
第 3 条各号に掲げる事業の計画及び実施

(3) 使用承認等に関すること。

(4) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させるものとし、その  
額は条例別表 2 に定める使用料の額と同額とする。